

令和 7 年 4 月からのごみ処理手数料について

1 経 過

廃棄物処理に要する経費に対する収入の割合が、当初の設定の30%から下回っており、平成17年度以降、ごみ処理手数料の見直しが行われていないことから、令和3年2月24日付で町長から本審議会に対し見直しに関する諮問がありました。

答申までに8回の審議会を開催され、令和3年12月17日に答申を行っています。

2 答申概要

(1) 改定内容

ごみ処分手数料（直接搬入）	改定なし（10kg当たり90円）
燃やすごみ・燃やせないごみ・生ごみ指定ごみ袋	1L当たり2円 ⇒ 4円）
ごみ処理券（粗大ごみ）	改定なし（1個につき300円）
ごみ処理券（事業系一般廃棄物）	1個につき50円 ⇒ 100円

(2) 経過措置

	改 定 時 期	改 定 内 容
1回目	令和4年10月1日から	① 指定ごみ袋 1L当たり2円 ⇒ 3円 ② ごみ処理券（事業系一般廃棄物） 1個につき50円 ⇒ 80円
2回目	令和7年4月1日から	① 指定ごみ袋 1L当たり3円 ⇒ 4円 ② ごみ処理券（事業系一般廃棄物） 1個につき80円 ⇒ 100円

3 スケジュール案

時 期	内 容	備 考
R6.7	・新指定ごみ袋デザイン作成 ・住民説明会（7月～8月）	審議会への意見聴取は必要か ＜住民説明会内容（案）＞ 料金改定の経緯説明、交換の時期、店頭販売の時期、廃棄物処理全般に係る意見等聴取、材質等仕様に係る意見聴取
R6.8	・新指定ごみ袋作成に係る概算見積作成	
R6.9	・新指定ごみ袋作成に係る予算補正	材料費等高騰の可能性
R6.10	・新指定ごみ袋発注	
R6.12	・新ごみ処理券発注	
R7.2	・新指定ごみ袋、ごみ処理券の納品	
R7.3	・旧指定ごみ袋との交換開始 ・店頭へ納品	交換は、役場・支所に窓口を設置
R7.4	・店頭販売	R7.6末まで旧指定ごみ袋、ごみ処理券の使用可能

4 周知方法

町ホームページ、そらナビ、町広報誌、住民説明会